

鳥栖市市街化調整区域における地区計画の運用基準に基づく雨水貯留浸透施設設置基準(案)

(目的)

第1条 この設置基準は、鳥栖市市街化調整区域における地区計画の運用基準（以下「運用基準」という。）第11条第1号において定めた雨水貯留浸透施設の内容に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(背景)

第2条 近年、頻発・激甚化する大雨等による水害発生状況や今後の予測を踏まえ、市街化を抑制すべきである市街化調整区域の性質並びに運用基準第8条に定める地区計画の対象区域及びその周辺の浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項4号に定める浸水想定区域）の状況を勘案し、地区計画の区域の周辺及び下流域の浸水被害を抑制・軽減させるため、運用基準において適用する雨水貯留浸透施設の設置基準を定める。

(基本的事項)

第3条 この設置基準により設置される雨水貯留浸透施設については、次の各号に掲げる事項に適合するものとする。

- (1) 雨水貯留浸透施設の貯留容量（以下「容量」という。）は、次条において算出した容量と「佐賀県大規模開発における調整池の設計基準(案)(平成24年度4月)」において算出した容量を比較し、どちらか大きい方で設計を行うこと
- (2) 雨水貯留浸透施設は、原則として調整池とする。ただし、調整池のみでの計画が困難と認められる場合は、運用基準第12条に定めるその他の地区施設を雨水貯留浸透施設と兼ねて計画することができる
- (3) 前項のただし書の適用にあつては、原則として必要最低限度の運用に留めるとともに、市関係課と十分な協議及び調整を行った上で、地区施設本来の機能を阻害することがないよう設計すること

(容量の算出方法)

第4条 この設置基準で定める容量は、開発行為により造成される土地が、従前に貯留可能だった雨水の容量と同量のを求めるものとし、算出方法については次に掲げるものとする。

- (1) 開発により造成される土地が農地である場合は、農地ごとに地盤面から畦畔までの高さを計測し、その値に当該農地の面積を乗算して算出する
- (2) 前号の計算を区域内の全ての農地において行い、それらを合算した値を容量とする
- (3) 第1号の農地面積は畦畔面積を減算して算出する
- (4) 第1号の畦畔までの高さは、各農地の最も低い地点の高さを用いる
- (5) 開発区域が非農地である場合は、前各号に準じて算出する

(6) 前各号にかかわらず、本基準で算出した容量が、「佐賀県大規模開発における調整池の設計基準（案）（平成24年度4月）」で算出した容量の2倍を超えた場合は、その超過分を無効とした容量とする

（設計に関する事項）

第5条 この設置基準により設置される雨水貯留浸透施設については、降雨時にその機能が十分に発揮されるよう設計するものとする。

（委任）

第6条 この設置基準に定めるもののほか、必要な事項は、市と開発行為者等の協議により定める。

附 則

この設置基準は、令和 年 月 日から施行する。